

第1章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

■計画策定の背景

近年の日本では、少子高齢化が急速にすすんでおり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、家族規模が縮小し、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて一人ひとりの生活のあり方が多様になり、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。地域や家庭での支え合う力が弱まりつつあり、地域社会のあり方も大きく変わってきています。

支援が必要なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加はもちろんのこと、高齢者などの孤立死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、自殺者の増加、貧困の拡大など、さまざまな課題があります。市民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけで十分な対応をすることが難しくなっています。

小郡市においても、このような地域社会の変化や、福祉ニーズの多様化の動きは、身近なできごととして認識されるようになりました。

■「地域福祉」とは（社会福祉事業法から社会福祉法へ）

「地域福祉」とは、地域でともにくらす人々が、障害の有無や年齢に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、市民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所などが行政機関と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出していくことが必要です。このことが「地域福祉の推進」の基本的な考え方です。

法律においても、平成 12 年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改正された際に、地域社会のあり方として市民同士の互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が第 4 条に明記されました。

社会福祉法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

「地域福祉」という言葉が法令条文のなかではじめて登場し、さらに、「地域福祉の推進」が社会福祉の増進のための方法のひとつとして明記されました。

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域住民と社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティアなど）が、公的機関や社会福祉法人などと連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手として期待されることが明記されました。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

市町村において、住民などの参画による地域福祉計画の策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されました。

■「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」についての行動指針となるものです。社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域での支え合い、助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進していくことを目的として策定しています。

■「小郡市地域福祉計画」のイメージ

「小郡市地域福祉計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取り組みを示しています。このような地域福祉活動は、市民の理解と協力を求めながらすすめるもので、市民の主体的な参画が期待されます。行政機関などは、それらの地域福祉活動を支援していきます。

具体的には、市民一人ひとりの役割や、地域において取り組むこと、行政機関などがどのような支援を行っていくのか、などについて描いています。このことは、「自助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

■「自助」「共助」「公助」および「互助」の役割

地域福祉活動をすすめるにあたっては、公的サービスが整備されるだけでなく、市民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所などが連携し、それぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）の重要度が、ますます高まっています。

市は、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・共助を支援していくこと（公助）により、地域と協働しながら地域福祉活動をすすめていきます。

さらに、福祉に関する支援を必要としている人に対して、きめ細かい配慮・支援を行っていくためには、となり近所に住む人たちや友人などの身近な人間関係のなかでの支え合い・助け合い（互助）の力が欠かせません。

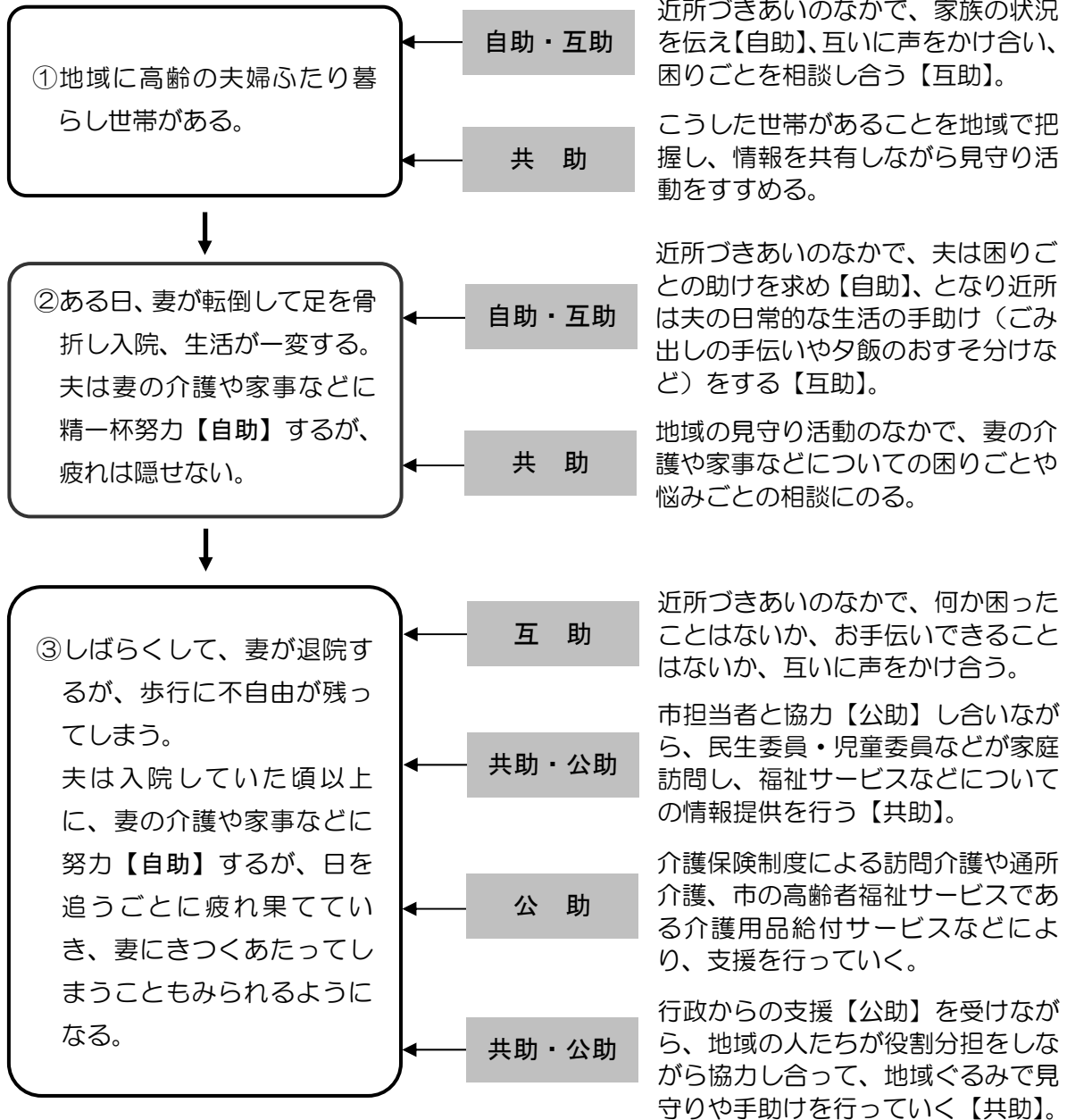
<地域福祉の向上に向けた4つの助け>

じじょ 自助	個人や家族による支え合い・助け合い （最も身近な個人や家族が解決にあたる）
きょうじょ 共助	ごじょ 互助 身近な人間関係のなかでの自発的な支え合い・助け合い （近隣の友人や知人、別居する家族が、互いに支え合い、助け合う） 地域でくらす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政などが協働しながら、組織的に協力し合う支え合い・助け合い （「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う）
こうじょ 公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え （行政でなければできないことは、行政がしっかりとする）

＜「自助・互助・共助・公助」による対応のイメージ＞

自助のみによる対応例

自助・互助・共助・公助による対応例



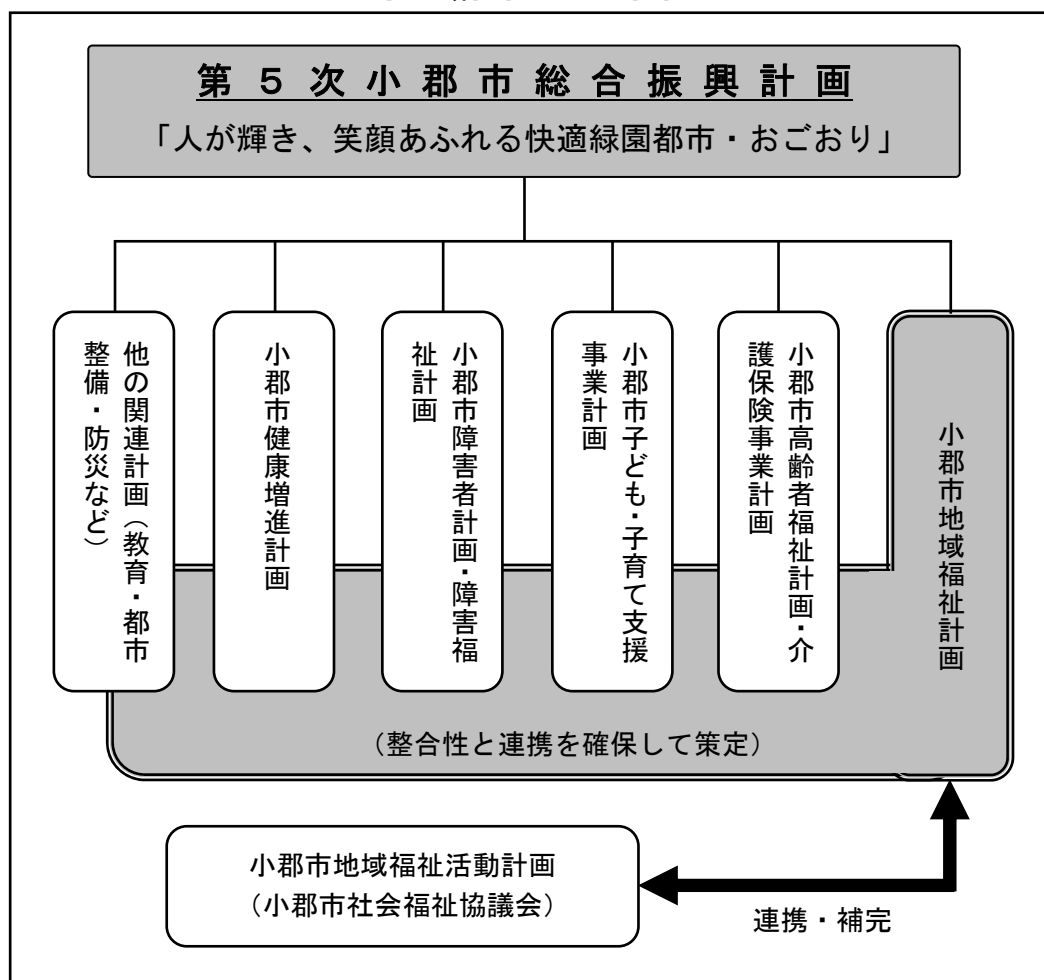
第2節 計画の位置づけ

「小郡市地域福祉計画」は、第5次小郡市総合振興計画を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画のなかでも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。また、「小郡市地域福祉計画」は、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての市民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

なお、下の図中の地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が策定するものです。小郡市地域福祉計画と連携し、社会福祉協議会を中心に民間ですすめる地域福祉活動についての具体的な事業や取り組みを示す計画となります。

今後、市地域福祉計画と連携し、補完しながら策定していきます。

<小郡市地域福祉計画の位置づけ>



第3節 計画の期間

「小郡市地域福祉計画」の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

第4節 計画の策定体制と方法

小郡市地域福祉計画の策定にあたっては、策定過程そのものが地域福祉の推進につながるよう市民が計画づくりに参画できる機会を設けました。

